

平成30年6月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年5月31日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成30年5月31日(木) 午前 9時02分
閉 会 日 時	平成30年5月31日(木) 午前10時43分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 0 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 6 9 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 田口 義久
 市民部副部長 関口 泰清
 市民部副部長兼市民課長
 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 収税対策室対策室長
 矢澤 欣子
 市民部参事兼やさしさ支援課長
 松本笑美子

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長 平井 敏一
 環境経済部副部長兼農業委員会
 事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼産業・交流拠点
 推進プロジェクト課長 高坂 清
 環境課長 小林 弘樹
 産業振興課長 新井巳代子
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫

吹上支所副支所長 大澤 昌弘

川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 岡 崎 夏 子
 篠 原 亮

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と矢部一夫委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第70号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例96-6により、常任委員会の審査の方法は、議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるとなっておりますので、初めに議案第70号を、次に議案第69号の順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第70号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(資産税課長) それでは、議案第70号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明いたします。

これは、平成30年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律により5月23日に公布されました生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき市町村が策定し、国の同意を受けた導入促進基本計画に基づいて、生産性革命集中投資期間中に行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税の課税標準額を2分の1からゼロまで、3年度間にわたり軽減することができる特例措置が新たに創設されたことから、本市における特例割合をゼロとするものです。

なお、特例割合をゼロにした市町村が認定した先端設備等導入計画を有する中小企業がものづくり・サービス補助金等へ応募した場合、採択においての加点や対象補助金の補助率優遇がされます。

以上で議案第70号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（潮田）今回の議案第70号の新規取得設備の固定資産税減免を初めとした中小企業支援策については、公明党が強力に推進してきたものでもございますので、幾つか質問させていただきたいと思います。今回のこの条例改正は、これ条例自体は市の条例ですので、資産税課所管となるかと思えますけれども、産業振興課に大きくかかわる部分でございますので、産業振興課、環境経済部長とか含めて質問させていただきたいと思います。

3月議会で私一般質問の中で、この条例改正等を鴻巣市はどうするのだということを質問いたしました。そのときには、環境経済部長の答弁で、検討はしていないという答弁がありました。そのときに検討していないというふうに言った市町村は、最初の締め切りの時点で、これ中小企業庁のホームページだったと思えますけれども、そこに載っていなかった。というふうになると、今回ものづくり補助金については4月27日が締め切りで、中小企業事業者持続化補助金のほうは5月18日が締め切り、それに優遇措置がされるということであるから私は一般質問でしたのですけれども、その当時は検討していないという答弁がありました。でも、これ今回は条例として出るということは、その時点で、まずその3月、中小企業庁のほうから連絡があった時点でどういう論議がなされたのか、そして今回これを条例化、条例として特例率ゼロにするというふうに至った経緯を少しお聞かせいただきたいと思います。

（産業振興課副参事）お答えいたします。

経緯についてでございますけれども、3月議会の中の一般質問の中でご質問いただいたときは、まだ市として税収への影響であるとか、そういったものを検討している最中でした。したがって、まだ結論というのは、その段階で実際にゼロから2分の1の中の範囲の中でどのようにやっていこうかという検討をしている段階でございました。そ

の一方で、前向きな検討といたしまして、市内の中小企業の設備投資を後押ししていくという観点からその辺を論議させていただきまして、まず固定資産税の特例率をゼロとすることは、先ほど資産税課長から提案の説明ございましたように、まず補助金関係において加点が行われると。つまり、優先採択になってくるのではないか。それから、中小企業庁のほうから、これがまず6月議会の中で条例を改正する必要があるという経緯がございました。そういったことから、今回6月の中で特例率をゼロとすることで提案させていただいている状況です。

以上です。

(潮田) そうすると、今の説明だと、その後には第1次ときには鴻巣市の名前が載っていなかったけれども、第2次のほうには応募をされていて間に合うということなのかどうかというのが1点と、今回まだ5月18日が小規模事業者のほうの締め切りでしたから、詳細な情報をつかんでいかどうかわからないですけれども、鴻巣市の中でのものづくり補助金、また小規模事業者補助金、IT補助金のほうを申請した数がどのくらいあるのかということは把握されているのでしょうか。

(産業振興課副参事) 最初のアンケートの時点では、確かに検討中ということでもございましたので、鴻巣市の名前が出ておりませんでした。その後には再度、中小企業庁のほうから各市町村に対してアンケートの最終的な結論をとということで依頼がありました。そのときに、鴻巣市としては特例率をゼロにしますよというところで回答して、4月13日付で中小企業庁のホームページ、このアンケート結果に公表されたところでございます。このアンケート結果が最終というところですよ。この時点で、ものづくり補助金等の補助金の申請で、加点の関係なのですけれども、間に合うということでもございました。

次に、補助金に関しての申請状況等なのですけれども、実際に申請の受け付けをしている事務局のほうに確認をしても、どここの市町村で何件申請があったかという情報は、残念ながら教えていただくことはできませんでした。ただ、ものづくり補助金に関しては、商工会さんに関しては相談件数はゼロ件だったよということは聞いております。ただ、当

然認定連携機関の中には金融機関等ありますので、包括連携協定を締結している、例えば埼玉縣信用金庫さん等に聞くと、実際に相談はありましたという回答は得ています。さらに埼玉県産業振興公社、こちらのほうに市内の中小企業の方が直接相談をしたりしているケースもありますので、そちらの事務局に確認をしたところ、これ議員さんよく御存じのよろず支援拠点なのですけれども、市内の中小企業者で10者、合計12件のものづくり補助金に関しては相談がありましたということは聞いております。

もう一つの持続化補助金なのですけれども、こちらについては商工会の確認書が必要になりますので、商工会に確認をしたところ、10件の相談があったということです。

参考までに申し上げますと、鴻巣市商工会の上部団体であります埼玉県商工会連合会、こちらの持続化補助金の県内の申請件数、これあくまでも速報値ということなので、確定値ではないということをご了解いただきたいのですけれども、522件あったそうです。

以上です。

(潮田)わかりました。今県のほうの数字も言っていただきましたので、その割合からすると、鴻巣市はやはり少ないかなというふうに思っております。今回これ条例が変わったことによって、中小企業にとっては設備投資をする後押しになるわけで、ですけれどもそういった情報が皆さんのもとに行くかということ、実は私ども今公明党でアンケート調査をいろいろやっております、各中小企業回っております。その中で、9割の方がそういった補助金を知らないというのが現状です。商工会とかからお知らせをしても、今までもずっとお知らせはしていたはずだけれども、ほぼ9割の方が知らないというふうに答えておりました。今後の周知について、この条例改正を受けたという形で何か新たな手法を考えているのか、また金融機関と、先ほども少し包括連携協定している金融機関というのがありましたけれども、こういった情報、設備投資をしようかなと思っている企業の情報というのは産業振興課のほうでどうつかんでいらっしゃるのか、またそれを金融機関のほうでそういう情

報は早いかもしれないのですけれども、その後押しをするというのの連携はどのようにとっていくのでしょうか。

（産業振興課副参事）まず最初の周知の関係なのですけれども、新たな周知というところは現在のところまだ検討中ということです。基本的に周知については大きく3つの方法でやろうかなというところで今考えておりました、1つはやはり市のホームページ等の活用かなというところでございます。産業振興課のホームページのところに、現在国、県等の中小企業支援策というところが、各種補助金であるとか制度についてご紹介をしているところなのですけれども、既にこのところに今回6月定例会の中でゼロにするよというところと条例の一部改正するよというところのご案内をしているところでございます。したがって、これから最終日に可決等されましたら、そこからさらに周知をしていきたいなというふうには考えております。

それから、2点目が、まず商工会さんとの連携というのは、やはりこれはしっかりやっていかななくてはいけないかなと思っています。そういった中で、既に商工会長を初め、事務局職員、事務局長を初め、管理職の人、それから経営指導員、この方々と既に情報交換等をして、この制度について情報共有をしているところでございます。したがって、しっかりとこれからも商工会も同じように周知をしていくのかなというふうには考えております。

それから、3つ目の方法としては、やはり金融機関との連携というのが、これ結構大事かなと思っています。というのは、昨年度、埼玉縣信用金庫さんと補助金助成金のセミナーを開催をさせていただいたところ、非常に多くの方々が参加いたしました。

金融機関、必ずどこかの中小企業さんと取引があったりとかしますので、市内8行13支店ありますので、今後この銀行の方々と連携をより一層深めて、情報を共有しながら周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、私たちのほうは直接中小企業の方から産業振興課のほうにいろんな問い合わせがあるかといったら、それほど多い状況ではないです。

したがいまして、そういった環境を、より相談しやすいような環境を整えていくというところも必要でありますし、そういった中では、商工会を初め、各金融機関との連携、これをしっかりやりながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

（潮田）今説明いただきました。本会議でも永沼議員が聞きましたので、そういった周知の方法はお聞きしているのですけれども、実際今この鴻巣市10件、問い合わせが10件ということでしたよね。両方とも10件ずつだったのでしょうか。やはりこれは、もっともっと商工会にも力を入れてもらわないと、必要な人のところに必要な情報が全く行っていないということかなというふうに思います。この前、埼玉縣信金さんで行ったセミナーに行った方から言われました。そこに行ったけれども、初めて聞く話ばかりで、自分たちはここにいていいのだろうかというふうに思ったというような声もありました。やはり常に常に発信といっても、ホームページ等をなかなか見ていない方多いのです。それだけの人材をそろえている総務課があるとかなんとかという会社ならいいのだけれども、全部自分でやっていたりとかとなると、そこまで見ていない場合もありますので、そういうところについてはさらに、こうやって条例ができて3年間というふうに期限限定でもありますから、でもこれはいつかは固定資産税が少なくなりますけれども、市の産業振興のためでありますので、力を入れてもらいたいというふうに思います。

あと、最後1点確認します。これ160万円以上の機械装置や30万円以上の検査工具の導入が条件で、それで3%の生産性向上が条件になっているかと思えます。これ私が中小企業庁のホームページで見る限りでは、自治体がそれを認定するというふうになっていたのですが、どういう会議体で、誰がこれを調査して認定をしていくものなのでしょう。

（産業振興課副参事）進み方なのですけれども、まずは国のほうが指針を示します。その指針に基づきまして、市が導入促進基本計画というものを策定をいたしまして、国の同意を得ます。その中で、そういった設備等を明記させてもらって、さらに各中小企業の事業者は先端設備等の

導入基本計画を会社でつくってもらいます。当然その会社でつくった基本計画の中に、今後生産性を向上するためにこういう設備を入れていきますよというのを明記しますので、それをまず市に出していただいて、市のほうがそれを精査をいたしまして認定をしていくような形になります。

以上です。

（潮田） そういたしますと、これは実際この市税条例が変わる日にちと実際にそれが使える日にちがスタートする日にち、どういうスケジュールになっているのでしょうか。

（産業振興課副参事） 現在のスケジュールからいいますと、既に素案という形で市町村の中には、関東地方でいいますと関東経済産業局と既に調整をしているところがございます。鴻巣市はまだ素案を考えているところなので、そこには至っていないのですけれども、当然議決前からそういう素案をつくっていくという形では今考えております。したがって、速やかに素案をつくって、関東地方経済局のほうと調整をしながら速やかにやっていきたいなというところなんです。現状示されているところは、素案から最終的な計画ができて、申請をしておおむね30日が国のほうから同意を得られる期間だというふうに聞いておりますので、早ければ6月の下旬からといいますか、7月の中旬くらいですか、基本計画を認定をいただけるのかなというふうには思っております。

参考までに申し上げますと、今週の月曜日に市町村職員を対象とした関東経済産業局のその基本計画の策定についての会議がございました。そこでおおむね様式等が示されておりますので、まずそれをこちらのほうで精査をいたしまして、できるだけ早目に調整ができるようやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田） そうすると、今固定資産税のほうの減免、いつからやったことに対して適用になるのか。これ企業にとっては大きな話だと思うのです。今年度設備投資をしようと思っている、だけれどもそれが適用される前にやってしまったら、その対象にならなくなってしまいますので、そ

こら辺はいつから。まず、これの適用されるのはいつからになるのか、税のほうの。あと、こちらのほうのがいつ以降とかというのがもう少し明確に。さらに、それを市内の企業にどう伝えていくのかを確認したいと思います。

(資産税課長) 今委員さんのほうからいつから適用になるかということですが、固定資産税の場合は1月1日に所有していたものについて、その年度に課税になります。ですから、ことし促進計画に沿った形で取得をして、それで来年の31年1月1日に所有していたら、課税標準の特例が受けられて、3年度間にわたりますから、31年度、32年度、33年度の3年度間、固定資産税がその分についてはゼロということになります。3年度間経過した場合は本来の課税標準額になりますので、4年度以降については課税となります。

以上です。

(産業振興課副参事) まず、企業さんのほうが作成する先端設備等の計画なのですけれども、これを申請する段階でまず市町村が計画ができていないと、これだめです。したがって、それより先に計画をつくる必要がありますので、既に先ほど申し上げましたように、関東経済産業局のほうからひな形が示されておりますので、それに基づいてできるだけ早目にこちらのほうは調整ができて、国から認定を受けられるような体制を整えていきたいというふうに思っています。したがって、まずは企業に迷惑をかけないということが大事ですので、その辺はしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

(菅野) 実際に市内の事業でこれに該当する部分がどれぐらいあるのか。それを、いわゆる税制が安くなるということですがけれども、本当に市内の事業の中がそれに恩恵が受けられるのか。一定の設備投資のできる業種がどれぐらいあって、件数がどれぐらい見込まれるのか。それから、県のものづくり対策とも連携するもので、急に取り組むのは難しいと提案でありましたけれども、そこら辺も加味して、市内の事業にどう影響が出るのか、これを最初にお聞きします。

(産業振興課副参事) 現行の制度のいわゆる経営力向上計画の申請が、本会議の答弁の中でもあったかなと思うのですけれども、実際に設備投資をしている企業が10者、これ法人9、個人が1、合計10者でございます。したがって、こういった実際に受けているところというのは、今後さらなる生産性の向上を目指して設備を投資していくということも考えられるかなというふうに思っています。

そのほかに、埼玉県の経営革新計画、こういった承認企業というのも製造業で市内に何者かございます。それから、実際にもものづくり補助金の採択を受けている企業さん、こういったところは、いわゆる確かなかなか設備というふうになるとかなりの投資が必要になるので、難しいところもあるのですけれども、積極的に考えているところもありまして、実際に産業振興課にはまだ1件しか問い合わせがないのですけれども、金融機関を初め、そういったところには問い合わせがありますので、それなり……それなりというのは言葉が変なのですけれども、現在の経営力向上計画の10者、それ以上の見込みがあるのかなというふうには思っています。

以上です。

(菅野) その10者の業種というのはどういう業種なのか。それから、提案の中で31年3月31日でなくなる10事業とも連携しているということですから、この辺はどういう影響があるのかお聞きします。

(産業振興課副参事) 現在の経営力向上計画の設備投資をしている10者なので、多くは製造業、いわゆる業種でいうと製造業が多いのかなというところでございます。実際に製造業が多いのかな。やはり設備投資する以上は、製造業が一番投資をしやすいのかなというところで考えております。

(菅野) 安倍内閣のやることがどうかなと思うのですけれども、例えばこれは業績のいい企業ですよね、これに応募できるというのは。業績が低迷している企業というのは、多分こういう制度には応募できないのではないかなと思うのです。要するにどの企業にも適用されるのではなくて、いわゆる大企業……中小企業でしょうけれども、大企業中心のご褒

美という感じで減税になるとしたら、多くの中小企業というのは置いてけぼりを食うわけで、そうするとこれはいい税制なのかどうかということを考えるわけです。政府の働き方改革でいろいろ減税がされていますよね。法人税の実質税率を大幅に引き下げるために減税措置と抱き合わせてやっているわけですがけれども、引かれるのは本当の基礎控除、わずかな基礎控除だけで、看板倒れとも言われているわけですがけれども、これが本当に市内でわずか10者程度しか適用されないというのなら、固定資産税が3年間ゼロになるというのは、ちょっとした額だと思うのですがけれども、これが本当に全ての業者に行き渡る制度になるふうにはなりませんよね、10者だというのなら。そうすると、法人税の減税は大体幾らぐらいが減税になると、もし10者になった場合。計算できるのでしょうか、固定資産税の減税。固定資産税ですね。どれぐらい減税になるのでしょうか、ゼロになってしまった場合、今までの業績でいうと。それはわからないか。税務課いないのでしたっけ。

（資産税課長）今までの業績ということでしたので、先ほど産業振興課の副参事のほうから、現行制度ということで、経営力向上計画に基づく設備投資に係る固定資産税の特例ということで、現在10者、固定資産税の特例を、現行制度ですと2分の1ですので、半分特例を受けている企業が10者あるわけなのですが、今その10者の……一応税額ということで、償却資産の場合は耐用年数によって減価償却されますので、ことしよりも来年のほうが課税額が税金が少なくなります。また税金が少なくなるということで、今当初の1年目で申し上げますと、今10者の固定資産税の特例の控除を受けている額ですが、約740万です。現行制度の経営力向上、740万の減額になっております。

（菅野）そうすると、これって大企業というほどでもないけれども、大企業優遇ではないのですか。なぜここだけ減税にするのかと。政府は働き方改革とかいろいろやっていますので、その宣伝ではないかなと。中小企業全体が今経営が大変な中で、引かれるという税制ならわかりますけれども、そういう一面というのはあると認識しますか、しませんか、そこはどうなのでしょう。

(産業振興課副参事) 確かに大企業との差とか、そういったところも含めて、中小企業との差とかというのは拡大をしている部分もなきにしもあらずかなというところがあります。その一方で、中小企業というのが所有している設備、これがかなり老朽化も進んでいるというところも事実です。その老朽化が進むというところは、当然生産性の向上に、いわゆる足かせになってくるのかなというところではあります。まずは今回の特例措置については、現行の制度の2分の1からさらに拡大をしてゼロにしていくというところで、より一層企業としては優遇が受けられるような措置でございます。したがって、現在いろいろな中小企業の中で高齢化している従業員の高齢化や人手不足もあるよという中で、老朽化している設備を今回の特例措置を生かして、より生産性の高い設備へとかえていくことによって、事業者の生産性のさらなる向上を目指していくものというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 「統計こうのす」で見ますと、産業別人口で見ると、人口ですよ、総数が5万8,413、何年度だ……28年10月1日現在です。産業別人口が、総数が5万8,413で、第1次産業が1,815人。第1次産業が1,800、農業、林業は1,811人しかいないのです。漁業は4人。第2次産業が1万3,985。この中で製造業というのは1万673人しかいないのです。建設業は3,312。第3次産業が一番多くて3万9,097人。この中で一番多いのが卸売、小売、1万481人、これは数がすごく多いので、1万円台は卸し、小売だけで、あとは1,000円台とか100円台であるわけですけども、そうすると今の言った数字は平成22年で、平成27年とくらべると、これ減っているのです、総数が。5万8,000が5万7,000に減って、第1次産業も1,000……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。簡潔な質疑を求めます。

(菅野) ですから、この数字で見ると、多くの業種にはこれが行き届かないということを実感するわけです。そこら辺を税制が、740万も固定資産税が減税になるというのは大変大きな恩恵が行くわけですけども、私はある意味大企業優遇という、大資本優遇という面になっているので

はないかなと、それを実感するわけですからけれども、そこら辺を、いわゆるこれに当てはまらない人たちについてはどのような施策で救っていくのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

（環境経済部長）まず、今回の事業者の対象というのは資本金1億円以下の従業員1,000人以下ということで、大企業対象になっていないので、もともとが。もちろん1億円とかという、1,000人というのがどのぐらいの規模ということはいろいろ考え方あるのだと思うのですが、こういうそれを中小企業としては、中小企業の中でも、かつ1億円以下と1,000人以下ということで対象を絞っていますので、大企業を対象の、これ事業ではありませんので、その辺を……

（なくても、10者しかの声あり）

（環境経済部長）ですので、その他の施策ということで、今回の議案は、これについての議案ですので、その辺をお考えいただきたいと思います。以上です。

（矢部）5月16日に国会で可決されて、これすぐ急遽23日に出して、これを急遽しなくてはいけないあれがあったのですか。ちょっとその点を。

（産業振興課副参事）確かに国会で可決されて、時間的などころがない中で、まず6月議会にそれを上程する必要があるかどうかというところもあるのですが、まずは先ほど来言っているように、ものづくり補助金等の補助金の申請において、まず加点がされる条件として条例の制定が必要ですというところがあります。その条例の制定も、ものづくり補助金の申請締め切りに合わせるように、当然最短のスケジュールでというところが、これ非常に大切なところでして、そうすると6月議会上程というふうになります。そういったところから、今回6月ということで上程をさせていただいているところでございます。

以上です。

（矢部）先ほど潮田委員さんのところで言ったのは、あれ来年だっけ、1月から。1月と言ったのだっけ、条例がこれ改正ではないけれども、これを実行されるというのは。1月ではなかったのだっけ。そういう意味では期間があるから、もっと9月定例会でもよかったのかなと私は感

じたのですけれども、これ執行部のほうで全部のみ込んで、できるから答弁してもらっているのだらうけれども、そういう点もあったのかなど。急遽こういうふうには、16日に国会のほうで可決されたばかりで、こんなわかるのかなどという。今答弁してもらっているから私はいいのですけれども、そういう関係もあるし。

そしてまた、中小企業に対して、だからそういうあれを早くお知らせして、そっちに対応する中小企業が事前に申し込みというか、そういうあれが行われるのかなと私は条例でもってあったのですけれども、その点のほうの考えというのはどういうふうな考えをしているのか。

(資産税課長) 今回の議案の施行される、いつから施行するかということなのですが、生産性向上特別措置法案が委員さんのおっしゃるとおり5月16日に国会で可決して、その後23日に公布されたのですが、実際まだ施行はされていません。今回その生産性向上特別措置法の施行の日または本鴻巣市税条例の一部を改正する条例の公布のいずれか遅い日から施行ということで、条例の改正のほうは上げております。当然あとは実際補助金の申請だとか、あとは償却資産の取得だとか、いろいろあると思うのですが、固定資産税においては来年の1月1日に所有していればその適用は受けられるのですが、ただ実際産業振興課のほうから一応6月議会で条例改正をしてゼロということでしたので、資産税のほうとしまして今回一部改正ということで上程をさせていただいたものです。

以上です。

(産業振興課副参事) 資産税課長が答弁したように、まず今回の6月定例会での条例の一部改正の提案なのですけれども、まずは先ほど私答弁させていただいたように、これ中小企業の業者さんも当然知っていることです。まずは今回の特例措置を受けるためには何が必要かというところは、条例の改正ですよというところと、特例率をゼロとするところがよりみそといたしますか、必要になります。

それから、先ほど申し上げましたように、ものづくり補助金の申請と締め切り、それから採択された上での交付決定、これらのスケジュールを

考えると、ものづくり補助金の交付決定の予定が現在ことしの7月の予定でございます。そうすると、先ほど来話しているように、申請の段階で特例率をゼロとした業者さんについては加点がありますよというところがあります。したがって、6月の条例改正が、これはもう必須というような形になります。

以上です。

(矢部) わかりました。先ほどからまた固定資産税というかあれしていて、これ固定資産税の先ほど10件、七百何十万でしたっけ、今の現状のあれで。それでもって、この固定資産というのは土地と建物、そのほかに何が。

(資産税課長) 今回のこちらの関係ですと、償却資産になります。償却資産については、まず機械及び装置であつたりとか、あとは備品だつたりとか、あとは工具、そういったものが対象になります。具体的には…

(それ何万以上、10万以上の声あり)

(資産税課長) はい。

具体的には、一定の機械及び装置ということであるのですが……機械及び措置で、販売開始時期が10年以内に販売開始されたもので、機械及び装置については一定の取得価格というのがございます。機械及び装置について160万円以上のものが対象となりますので、ある程度そういった金額によって該当しますので。あと、器具及び備品でしたら30万ということで、その種類によって金額のほうは違っております。

以上です。

(産業振興課副参事) 1点補足なのですが、資産税課長の答弁の中で償却資産というお話がございました。まず、今回の特例措置の対象設備となるものは、生産性向上に資する指標というのがありまして、それが旧モデル比の年平均1%以上向上する設備ですよというところが、これ対象設備になります。その設備の種類として、先ほど機械装置であるとか、測定工具とか検査工具などがございました。

参考までに、これ新たに取得する設備なので、中古等の資産ということ

では対象外になってしまいます。

以上です。

(矢部) あともう一つ、ちょっとあれ…だけれども、本社が中小企業で本社が鴻巣、あと各市町村というか他に支社があったりとか、そのときのあれというのはやっぱり鴻巣市だけなの、対象になるのは。全体の会社ぐるみのあれでやるの。

(資産税課長) 固定資産税については事業所に、その事業所が所在する市町村、そちらに償却資産の申告をするわけなのですが、ですから鴻巣市に……

(矢部) 本社だよ。

(資産税課長) 本社の中でそういった該当するような資産があったら、その本社のある……

(矢部) そう。だけれども、ほかのあれも。

(資産税課長) 例えばほかの市でありましたら……

(矢部) うん、支社が。

(資産税課長) 支社がほかの市でありましたら、そこの支社のある市町村のほうに償却資産申告になります。

(矢部) 鴻巣から離れるということだね。

(資産税課長) そうです。

(大塚) 簡単に1点だけ。今何かの質疑の中で、対象となる事業者数が10者という話がありましたが、現実的に11番目以降の事業所というのは対象になる可能性というのはあるのでしょうか。

(産業振興課副参事) 先ほど来答弁している10者というのは、あくまでも今回の特例措置の対象となる、いわゆる限度の数ということで私たちは認識しておりません。あくまでも現行の制度の向上計画の認定を受けているところが10者ありますよというところでございます。したがって、経営力向上については特例率が2分の1という中で、今回はそれをさらに拡充をして、集中投資期間である3年間、こちらについて課税標準をゼロにするというところがございますので、私たちからすると、より一層それ以上の中小企業の方々が今回投資をしてくるのかなというふうに

は考えております。

以上です。

（大塚）ただいまの答弁でいきますと、当然数多くの事業所をというのが見えてきたのですが、例えばさっきの質問でありました商工会と連携をしてとかというのも理解はできるのですけれども、業種として農業法人ですとか商工会に直接かかわらないような事業所も多分あると思うのです。そうすると、そこら辺も含めて、今後いわゆる対象事業者数を拡大していく、いろんな人に声をかけるということになると、周知の方法とか進め方をもう少し細かくしないと、なかなか行き渡らないのかなという気がしています。今答弁にもあったように、一応2020年までの間、今からいくと3年間という期間になりますか、この間がいわゆる中期的な目標地点というふうに聞いておりますので、今後進める中で周知といえますか、どのように細かく知らせていくかというのはかなり綿密に練ったほうがいいかなと私は思いますが、その点についてはどんなお考えでしょうか。

（産業振興課副参事）周知については、確かに委員さんおっしゃるように、綿密にこちらのほうで考えていて、どのように伝えていくかというところは非常に大事なところだと思います。したがって、当然今の私たち、市のホームページであるとか商工会さんとの連携というようなところも、より一層強化していきながら、さらに金融機関、先ほども答弁させていただきましたが、金融機関はやはり市内中小企業を初め、いろんな事業者の取引先でもございます。したがって、そういったところとより一層連携をしながら、また情報交換しながら、周知について努めていきたいというふうに思います。

以上です。

（大塚）最後です。金融機関、それから商工関係団体というのですか、そこもなのですが、先ほど資産税のほうから設備投資のときの金額、それから金額は2通り出たと思うのですけれども、それらを取り扱っている業者というのが市内にもしあれば、そちらのほうは逆に売る側になるわけですが、そこら辺ももしできたら調べて、もし効果があるの

であれば、タッグを組むメンバーとしてどうかなと思います、これ最後の質問です、いかがでしょうか。

(産業振興課副参事) 委員おっしゃるようなところは、ちょっと申しわけございません、私たちまだ把握していない状況でございます。したがって、そういうところがもしあれば、前向きに検討させていただきながら、より一層周知に努めていきたいというふうに思います。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(潮田) 議案第70号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

新規取得設備の固定資産税減免措置を初めとした中小企業支援につきましては、公明党も強力に推進をしてまいりました。経済の好循環実現に向けて、中小企業に積極的な設備投資を促し、成長と雇用創出につなげていくものであります。今回の条例改正は、生産性向上特別措置法を受けてのものであります。中小企業の設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで生産性の飛躍的な向上を進めるのが目的のものであります。

今回の税制改正で、本市は固定資産税特例率をゼロとすることで、ものづくり補助金やIT技術の導入補助金、また小規模事業者持続化補助金などを優先的に受けることができます。市内中小企業の設備投資、成長、雇用拡大を大きく発展させるためには必要な条例改正であり、本市において今後の中小企業支援が強力に進むことを期待し、議案第70号に賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(菅野) 確かに10者近くが減税になるということですがけれども、やはり特定の業績のいい事業だけ740万の固定資産税が減税になるというやり方は、大きく言えば他の業種も比べて大企業優遇という感じがここにあらわれておりますので、その点で反対をします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第70号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時55分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) この産地パワーアップ事業補助金について、ちょっといろいろ調べたのですが、具体的なものがよく見えてこなかったもので、今回のこの1億2,987万7,000円ですか、かなりな金額かなというふうに思います。これの大体内訳というのが、例えば人件費にどのくらいだとか、設備費にどのくらいだとかというようなこと、またはこれが本会議のところでは6団体でということでしたけれども、この詳細を説明いただきたいと思います。

（産業振興課長）対象となる取り組みといたしましては、6件の花卉生産者の農業用施設、高性能フィルムの資材導入費用等です。

以上です。

（潮田）済みません。私はこれ……今の説明ですと、高性能フィルムのハウスをつくるということ。新たな何か、これ一応調べた中では、品種改良だとかというようなのを幾つか見たのですけれども、そういうものではなくて、いわゆる設備投資だけということによろしいでしょうか。

（産業振興課長）はい。この費用としましては、そのとおりでございます。

（環境経済部長）今回はその6件がハウスをつくるということの補助金が出ていますけれども、その申請に当たっては、その6件、その地域だと6件が新たなるブランドであるとか、そういったものをグループで確立して、その範囲というのをやっぱり決めて、ここでいう鴻巣の花自慢という鴻巣の独自の、そのグループのブランドをつくって、全国にそれを知っていただくと。その中で高品質な独自商品を、その中の独自商品を目指していくということが一つのくくりになっています。そのくくりの中で生産性を上げるということで今回はハウスをつくっていくということです。まずはくくりが1つあります。そうしたくくりの中でオリジナルブランドをつくったりとか、そういったもので認知度を高めて、それを売るための設備投資ということでハウス、高性能フィルムを張ったりとか、一つには……それぞれが今回は申請者なのです。6件で1つではないのです。1人ずつなのです。申請は1件ずつです。低コストのハウスを増設する、今も持っているわけですが、それを増設するであるとか、あとはパイプハウスの部品をもう一回買って増設するとか、今あるものについてのフィルムを張って熱効率をよくするとか、そういったことで生産性を上げて、販売価格を10%上げるというような目標を立てています。

以上です。

（潮田）私は、その6つが共同事業体のように組んでいるのかと思いました。そうではなくて、それぞれが手挙げをしているということ。

そうすると、きのうもたまたま川里の花農家のあたりをぐるぐる車で回っておりまして、大きなところいっぱいあったのですけれども、例えばその6者というのはどういう形で手挙げをしたのか。幾つもあると思うのです、花農家さん。きのうも初めて見るところとかもあたりとかしたのですけれども、その6件がどのように手挙げをしたのか、その金額が均等なのか、そうではなく面積等によって違うのか、違うとしたらどのくらいの金額ずつで分けるものなのか、一番多いところが幾らぐらいというふうになるのか。要はこれって、この県の補助金をもらうところともらわないところではすごく大きな差が出てくるかと思うのですけれども、何かこちらから投げかけをして、こういったコンセプトでやるけれども、それに対して手挙げをしてもらえないかということ、例えば花組合だとかに市から話し、市からなのか、県のほうなのか、県の補助金ですからやったのか、そこら辺の経緯はどうなっているのでしょうか。

（環境経済部長）こちらは、もともとこういった補助金に興味をお持ちの方が花組合の中にもともといて、その方が花組合の中の特に若手を中心にいろいろお声がけをしたようです。そして、その中で、やっぱりやる気があるというところなのでしょう。そういった方が今回集まって、こういった鴻巣花自慢というオリジナルブランドをつくってやっていこうという話になったというふうに聞いております。当然その場合には県のほうも補助金の説明もしていますし、市のほうもそのグループの中に入って、どんなことができるのだかというのは昨年から打ち合わせをずっとしてきている事業です。

今回の事業の大きさということでは、それぞれ、今6件が申請者ということでお話ししましたけれども、6件それぞれに2分の1の補助がつくということですので、事業費はそれぞれかなり違います。片や1億円を超えている総事業費のところもあれば、片や600万、700万ぐらいの事業主、今回の申請の事業費のところもあります。ですので、全体の中を割り振りをするというのではなくて、1億円を申請された方はその2分の1、600万、700万をされた方はその2分の1が今回補助対象ということです。ただ、枠組みとして、その6件が1つの枠組みをつくってグル

ープをしていると。この補助金、ただ生産地のパワーアップということで、個人が申請したのではなかなかできないところでもあるので、そういう面でグループがつくられた、でも申請は6件あるという状況です。以上です。

（潮田）そうすると、そういった情報、これたしか平成27年から県のほうが産地パワーアップ事業をやっているお金だったかな、26年、27年ぐらいだったかと思うのですけれども、そういった情報がこういった形で若手の方たちに話が行き、今回それで手挙げをし、だったのか。県のほうのちょっと予算とかを見ると、改めて今回このことに力を入れているという感じではなかったのか、そうなる、そうやって情報を得るのはすごくありがたいことでは素晴らしいのですけれども、これは市のほうから情報を言ったというものなのかどうか。こういった情報があるかないかですごく大きく違うと思うのですけれども、そこを確認をしたいのと、あとは今の話でいくと、花自慢ということで鴻巣の花ブランド、大体いつぐらいまでというめどを持ってやっているものなのか。やはりこれ1億2,000万からってすごい金額だと思いますので、スケジューリングしていると思いますので、そこら辺を確認したいと思います。

（環境経済部長）今回県の補助金は、もともとが今委員が言われたとおりにもともとあったもので、県が基金でためているのです。なので、改めて予算に出てきていないです。ただ、基金の期間もたしかあるので、たしかことしか来年出さないと流れてしまうというふうなことを言っていました。

情報提供のほうは市のほうから、何かあるたびにこういったものを情報提供はしております。ただ、生産農家もそれなりにやっぱりアンテナの高い方は自分たちからそういったものを拾っているようです。今回の花のケースは、やっぱり1人の方がどうしてもこういった補助金使っているねということで、その中でどういうグループがつかれるかとかということをやったり花組合の中で皆さんにお話をしたようです。その中で、市の職員、そして県の職員も直接来て、その辺話し合いをしながら、このブランド化というものをつくっています。

実際、スケジュール的には現在は今この補助金の申請をしている段階です。今年度中の……実際はブランドをつくるということは自分たちでやっていくことであって、やっぱりハウスをつくるのが実際補助金の内容ですので、年度内にハウスの完成ができるというような状況でございます。

以上です。

（潮田）そうすると、今回の予算はハウスのほうだということになると、でも目的は花自慢ということでブランドをつくるというふうに言っている。結構それってお金がかかる作業なのではないでしょうか。そちらのほうへの補助金だとか予算だとかというのは、市としては何か考えているのでしょうか。

（環境経済部長）そちらのほうの補助金とかは考えていません。ただ、今回のこの事業をやる目標というのが販売額の10%アップなのです。ですので、実際は……どうなのでしょう。施設を増設することによって販売額がまず上がりますので、そういった面では、かつブランドを定着させていくということと並行するところも当然あるのですけれども、まずはつくれる場所を確保していくということが一つにあるのだと思います。

実は花の生産者というのは、こういった花自慢という一つのラベルをつくったりとか、例えば箱をどうしていくとか出荷の体制どうしていくというようなことがあると思うのですけれども、そういったところで今までのただ鴻巣の花として出していくのではなくて、何かのやっぱり、何か物を買うのでも、何かシールを張ったりすることによって一つのブランド化ができてきますよね。そういったところでこのブランドのところをPRしていくというふうに聞いております。

以上です。

（菅野）県が補助金出るということは、大もとは国がこういう制度を定めているから出るのだと思うのです。そうすると、国の1億からのお金ってすごいお金ですよ。1億使った人は5,000万も税金を、個人の懐に入るわけですから、幾ら団体で申し込んだとしても大変な大盤振る舞い

なわけですけれども、国全体でこういう制度をつくるどころの目標はどこにあるのか。国の大もとの目標はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

（環境経済部長）一つは、やっぱり T P P に対してですよね。国内の生産農家というものが対抗できるような生産力をつけるということです。28年度の補正予算で国が570億円ぐらいを産地パワーアップ事業として計上しております。その流れで現在のところ来ている事業です。

以上です。

（菅野）要するに付加価値を向上させて、さらにアベノミクスのいう農政というのは強化策がもう柱の大きな1個なわけですから、付加価値を向上させて規模を拡大して、効率化というので高く外国に売るよという、そういうのにこういうメニューが用意されて、それに乗ったということなのでしょうけれども、そうするとこういう制度が、本当に今の農家って大変な思いでやっているではないですか。生産者米価は下げられ、もう採算合わないから、子どもが跡をとらないから、農機具も古くなったからって買いかえていいものかどうかと、鴻巣の農業がそれこそ続くかどうか、日本中の農家がそういうところに追い込まれているわけですが、そうするとこれに比例して、苦しい立場にある農家を支援する制度というのは、別にこの制度、政府の中であり、市がこれをそういう農家に普及させよう、補助対象としてよく皆さんに教えていこうという制度はあるのかお聞きします。

（環境経済部長）質問が、今回のこの花の部分でいいますと、農業全体ということではなくて、今回産地パワーアップ事業について花の部分でいいますと、花農家も後継者不足というのはやっぱり問題になっています。その中で、今回申請されている方というのはそれなりにお若い方もいるのですけれども、そういった方がこういったことをこういった補助金を使うことによって、要するにこの事業をどれだけ継続できていけるのかということに国のほうもやっぱり力を入れているということですので、ですので当然それなりにこういった方も負担をしながら事業を続けていくのだよという、この契機づけに、要するに継続していくための本

人たちへのやる気を起こさせるための補助金というふうにも考えられるのではないかと思います。

以上です。

（菅野） そうすると、花農家以外は鴻巣に関してはこの制度に適用される事業というのは組めないのか。

（環境経済部長） 実は、市もこの産地パワーアップの事業というのは初めてではなくて、28年に米麦のところで、吹上地域で米麦の効率化を図るということで産地パワーアップ事業を活用している事例がございます。

以上です。

（矢部） この事業の補助金の、これは返済するのですか。

（産業振興課長） これは、2分の1補助、助成をいたします。

（矢部） 利子のほうは。

（産業振興課長） こちらの補助金を使って、支払いができないので借入れをするとかという形のお話でしょうか。

（矢部） 借り入れするのでしょうか。だから、2分の1はあれだけれども、返さなくちゃいけないのでしょうか。だから、そのときの利子というか、そういうあれというのはどのくらいついているのかな。

（産業振興課長） こちらの事業に関しましては、その農業用施設に対しての全体の額の、消費税を除きまして2分の1を負担する、補助するというような形になります。

以上でございます。

（環境経済部長） ですので、いろいろちょっと補助が対象ではないものがあるのですけれども、それを抜いた部分の2分の1は補助金としてもらえる。残りの部分は、自己資金があれば当然そのままいきますし、借りるのでしたらいろいろ有利な、恐らく制度で何かその個人の方が借りるのだと思うのですけれども。ですので、ちょっとそっちの残りの2分の1のところはどういうふうな……

（矢部） だから、そこがどういうふうなのかなと。

（環境経済部長） そこは、ちょっとわからないです。資金計画のほうま

ではちょっとないので。自己資金がある場合もあるでしょうし、借りる場合もあるのではないかなと。1億円からの事業になると、やっぱり当然借り入れのほうもされるのかなと思うのですけれども、それはまた農業の関係で有利な、恐らく貸し付けがあるのではないかなと。済みません、その辺までちょっと調べていないのですけれども、借りられる方もそれなりに……なるのではないかなというふうに思います。
以上です。

（矢部）昔は農協のほうでよく貸して、返しているあれがあって、借金が大変だというあれもあったのですけれども、こういういい制度も利用したほうがいいかなと思うのですけれども。

それとあと6件の中で、一番大きな金額からちょっと6件のあれというのは出せますか。

（環境経済部長）先ほどもちょっとお話をしましたけれども、総事業費は約1億1,000ちょっとです。

（矢部）1人1件が。

（環境経済部長）1件。総事業費1億1,470万とかというふうな、今の申請のところではそうなっていました。少ない方が670万くらいと。

（何事か声あり）

（環境経済部長）ですので、それなりのやっぱり覚悟があって、大きなハウスを建ててやるということですよ。半分、5,700万からは自己資金ですので、当然恐らくどこかでお借りになるのではないかなと思いますけれども、それなりに投資ですね。

以上です。

（大塚）補助については理解をいたしました。先ほど説明の中で販売額の比較として10%増というのが一つの目標なのか、最低の設定なのか、ちょっと理解はしていないのですが、場合によると補助金の場合は、効果があっても、ある一定のラインに達しないと補助金が補助金でなくなることも過去にはあったと思いますが、今回の場合、この件については今後最終的な結果になるわけですけれども、補助金であって負担はしたけれども、最終的にはということもあり得るのかどうなのか、それにつ

いてはいかがでしょうか。

(産業振興課長) この補助金の取り組み目標が、販売額の10%増というのがございます。ですから、これが最低ラインというか、これはこのハードルは超えないと、補助金の返還という形にはなってしまうと思います。

以上でございます。

(環境経済部長) 今年度の申請ということで、目標年度が32年度になっています。1年でということではなくて。

以上です。

(大塚) 複数年先ということではありますが、例えば単年度ごとに、設備投資はきょうのあしたにできないのですけれども、設備投資が終わった後に、当然年度単位でそれなりの金額の集計ができると思うのです。それについては、当然32年为目标ということは、それまでの間、各年度ごとに担当課としてはチェックをしていくという理解でよろしいか。これ最後の質問です。

(産業振興課長) はい、そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) この制度も、ひとえにアベノミクス農政の競争力強化策の柱の一つだということが明らかになりました。何よりもここで年中言われているのは農地の集積、大規模化に合わせたもので、この制度でいうと付加価値の向上や規模拡大、効率化等の目標が必要ということで導入され、1億2,987万7,000円の負担金、交付金の中、6団体が高収益作物の取り組みということで取り組みましたが、1件に1人に出した最高の方が1億四千何百万、最低の方が670万ということが……

(何事か声あり)

(菅野) 1億1,400万ね。1人の方は1億1,400万、最低の方は670万と言

ったでしょう、補助金。

(何事か声あり)

(菅野) 事業費ね。事業補助金がですね。

(補助金の額じゃないですの声あり)

(菅野) 事業費ね。1人の方の事業費は1億一千四百何十万、最低の方は670万ということが報じられました。いずれにしてもこの安倍農政の補助メニューは、今鴻巣で一番多いのは何といても稲作農家ですから、こういう日本の食糧を担う農家の、18年度から特に政府の補助金がゼロになったわけですから、安倍農政の苦しい立場にある農業を支援するというものにはないということを指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第69号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

なお、委員長報告書も議案第70号、議案第69号の順に報告をさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午前10時43分)